

礼記注疏訳注稿（八）— 曾子問第七（二）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記曾子問第七（曾子問曰如已葬而世子生節より孔子問曰諸侯適天子節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、八行本（『影印南宋越刊八行本礼記正義』北京大学出版社、二〇一四年による）等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を 1-233（一卷二葉表三行）、4-506（四巻五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【経】（五葉裏二行）

○曾子問曰、如已葬而世子生、則如之何。孔子曰、大宰大宗従大祝而告于禩。

【書き下し文】

○曾子問ひて曰く、「如し已に葬りて世子生るれば、則ち之を如何」と。孔子曰く、「大宰大宗、大祝に従ひて禩に告ぐ。」

【現代語訳】

○曾子が質問して言う、「もしすでに（墓に）埋葬した後に世子が生れたならば、どうしたらよいか」と。孔子は答えて言う、「大宰大宗が大祝につき従って禩（殯宮）に安置されている父の木主に（世子が生まれたことを）告げる。」

【注】（五葉裏三行）

告主①也。

①底本は「生」に作る。『校勘記』が疏の文により「主」に作るべしとするのに従う。

【書き下し文】

主に告ぐるなり。

【現代語訳】

(父の)木主に告げるのである

【疏】(五葉裏五行)

○正義曰、此一節因前論問君未葬而世子生、今更問已葬後世子生之禮。○大宰大宗從大祝而告于禰者、禰、父、殯宮之主也。既葬訖、殯無尸柩、唯有主在、故告於主、漸神事之故也。同廟主之名、故曰禰也。然直云三人告禰、不云攝主者、葬時攝主、已弁經葛、以交神明。葬竟、又服受服。喪之大事便①畢、攝主亦無復有②事。故子生則攝主不復與羣臣列位西階下、故自還依大宰之禮、與大宰大宗從大祝、裨冕而告殯宮中主也。不云裨冕者、未葬尚裨冕、葬後不言、自顯也。不云束帛者、凡告、必制幣、從之可知也。不言盡階不升者、三人例是升者、非不升也。不言某之子生敢告者、亦自可知也。

①底本は「事便」を「節更」に作る。八行本に従い改める。

②底本は「有」下に「此」字あり。『校勘記』に従い削る。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、前論君未だ葬むられずして世子生るるを問ふに因り、今更に已に葬るの後世子生るるの礼を問ふ。○「大宰大宗、大祝に従ひて禰に告ぐ」とは、禰は、父、殯宮の主なり①。既に葬り訖り、殯に尸柩②無く、唯だ主の在る有り、故に主に告ぐ、漸く神事するが故なり。廟主の名に同じくす、故に禰と曰ふ。然らば直だ三人禰に告ぐと云ひて、攝主を云はざるは、葬時の攝主、已

に弁經葛して、以て神明と交はる。葬り竟り、又た受服を服す③。喪の大事便ち畢り、攝主も亦た復た事有る無し。故に子生るれば則ち攝主復た群臣と西階下に列位せず④、故に自ら還りて大宰の礼に依り、大宰大宗と大祝に従ひ、裨冕して殯宮中の主に告ぐるなり。裨冕を云はざるは、未だ葬らざるも尚ほ裨冕す⑤、葬後に言はざるは、自ら頭らかなればなり。束帛を云はざるは、凡そ告、必ず制幣あり、之に従りて知るべきなり⑥。「階を尽くして升らず」と言はざるは、三人例として是れ升らば⑦、升らざるに非ざるなり。「某の子生る、敢へて告ぐ」と言はざるは⑧、亦た自ら知るべければなり。

①「殯宮」の語は『儀礼』既夕礼 40-4a に見える。諸侯に「主」があるのは、『春秋左氏伝』僖公三十三年伝 17-19b 「凡君薨、卒哭而祔、祔而作主、特祀於主」などに明らかであるが、この規定に従うならば「祔」以前には「主」は存在しないことになる。ただ、『礼記』檀弓下 9-12a に「重主道也。」(注 12a9) …始死、未作主、以重主其神也。重既虞而埋之、乃後作主。春秋傳曰、虞主用桑、練主用栗。(殷主綴重焉。(注 12a10: 綴猶聯也。殷人作主、而聯其重、縣諸廟也。去顯考乃埋之。)周主重徹焉。(注 12a11: 周人作主、徹重埋之。))とあり、これによれば、「主」を作る前は「重」がその代理となると考えられていたようで、鄭玄は『礼記』雜記上 41-11a の「重既虞而埋之」を根拠に、虞後に「重」が埋められて後に「主」が作られるとしている(なお、『儀礼』の喪礼の経で「重」が最後に出てくるのは既夕礼 39-9a 「甸人抗重」で士虞礼に「重」につ

いての記載はない)。鄭玄引く春秋伝は、『春秋公羊伝』文公二年 134a 文。その何休注 4a9 に「禮士虞記曰、桑主不文、吉主皆刻而諡之」とあるが、今本土虞記にこの文は見えないし、そもそも今本『儀礼』では「主」について記す部分は存在していない。

②「尸柩」は亡骸。『礼記』曲礼下 521a「在牀尸、在棺曰柩」(問喪 56-14b 同文) 参照。

③『礼記』檀弓下 9-14b「弁經葛而葬、與神交之道也。」注 14b8「接神之道、不可以純凶。天子諸侯變服而葬、冠素弁、以葛爲環經。既虞卒哭、乃服受服也。」参照。この注では「既虞卒哭、乃服受服也」と言うが、『儀礼』喪服・成人大功章注 31-16a では「凡天子諸侯卿大夫既虞、士卒哭而受服」と天子諸侯の場合は虞の後に「受服」する(喪服を軽いものに改める)としており、皇侃は檀弓下注に「卒哭」二字があるのを誤りとする(檀弓下疏 9-15a)。ただ、初虞は葬日と同日であるにせよ、葬後に受服を服すとする記述は他に無く、この「受服を服す」は単にもとの喪服に改めることを言っているようである。

④葬前に世子が生まれた場合は 1a「攝主北面於西階南」となっている。

⑤前節 1a 参照。

⑥「制幣」の語は『儀礼』既夕礼 40-20a「襲贈用制幣玄纁束」に見える。その注 2a2「丈八尺曰制、二制合之、束十制五合。」疏 2a3「云丈八尺曰制者、朝貢禮及巡狩禮、皆有此文。以丈八

尺、名爲制。昏禮、幣用二丈、取成數。凡禮幣皆用制者、取以儉爲節。聘禮 19-5b 云、「釋幣制玄纁束。」注 52a 云、「凡物十曰束、玄纁之率、玄居三纁居一。」此注云、二制合之、束十制五合者、則每一端丈八尺、二端爲一匹、五匹合爲十制也。」参照。

⑦前節 1a および 3b 参照。

⑧前節 1a では、祝は「某子生、敢告」と告げている。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節では、前節の論で君がまだ埋葬される前に世子が生れた場合を質問しているのに因り、今さらにすでに埋葬された後に世子が生れた場合の礼を質問しているのだ。○「大宰大司馬大祝に従ひて禰に告ぐ」とは、禰は、父のことで、(ここでは) 殯宮の木主のことである。すでに(父を墓に) 埋葬しており、殯(宮)に(父の) 亡骸はなく、ただその(神が宿る) 木主があるだけである。そこで木主に告げるのであって、(虞に至って) 神として(父に) 事えるようになったからである。(父の) 廟主の名と同じように、「禰」と呼んでいるのだ。ならばここでだた(大宰・大司馬・大祝の) 三人が禰に告げると言って、攝主について言わないのは、埋葬時の攝主は、(凶服を改めて) すでに素弁をかむり葛の還經をつけて、そうして神明と交わり、埋葬が終わって、またもとの喪服を付ける。(埋葬という) 喪の大事がここで終わって、攝主もふたたび事にあずかることはない。だから(埋葬後に) 子が生れると攝主はふたたび群臣と西階下の位に列することはしない、だから自から

(本来の立場に)もどって大宰の礼に依り、大宰大宗と大祝に従って、裨冕をつけて殯宮中の木主に告げるのである。(ここで)裨冕について言っていないのは、まだ埋葬する前であっても裨冕をつけて(子が生まれたのを告げて)いたのであり、(これを)埋葬後に言わないのは、(裨冕をつけることが)自から明らかだからである。束帛について言っていないのは、凡そ(神に)告げるには、必ず制幣を用いるから、ここから(束帛が用いられることが)わかるのだ。「階段を上りを尽くすが(堂には)升らない」と言っていないのは、三人が升る場合、(階段の上位に三人が並ぶことはないから、堂に)升らないということがないのだ。「某の子生る、敢へて告ぐ」と(口上について)言っていないのは、これもまた自から明らかだからだ。

【經】(五葉裏四行)

三月乃名于禰、以名徧告、及社稷①宗廟山川。

①王引之『經義述聞』は「社稷」二字を衍字とするが、ここではテキストを改めないで置く。

「書き下し文」

三月にして乃ち禰に名づけ、名を以て徧く告げ、社稷宗廟山川に及ぶ」と。

「現代語訳」

三か月が過ぎてから(子を禰に見えさせ)、禰の前で(子に)名付け、(子の)名を社稷宗廟山川に及ぶまであまねく告げる」と。

【疏】(五葉裏十行)

三月乃名于禰者、葬後神事之、故依平常之禮、三日不見也。三月乃見、因見乃名、故云乃名于禰也。從見之人、與告生不異、故不重言也。雖三日不見、其成服衰絰、自依常禮也。○以名徧告及社稷宗廟山川者、名於禰既畢、宰亦命祝史徧告也。不言宰命祝史、從可知也。又前不云社稷宗廟、此不云五祀、相互明也。王肅云、前三日名之、云未葬當稱子某、故三日因名之。此經既葬、稱子不稱名、故三月乃名也。鄭云、稱世子生、喪在殯告五祀山川耳。五祀、殯宮之五祀。山川、國鎮之重、不可不告、故越社稷告之。既葬而世子生、三月而名。葬後三月、於禮已耐廟、故告可及廟。廟與社稷相連、不得不告社稷。

「書き下し文」

「三月にして乃ち禰に名づく」とは、葬後は之に神事す、故に平常の礼に依り、三日に見えざるなり①。三月にして乃ち見え、見ゆるに因りて乃ち名づく、故に「乃ち禰に名づく」と云ふなり。従い見ゆるの人、生を告ぐると異ならず、故に重ねて言はざるなり。三日に見えずと雖も、其の服を成して衰絰するは、自ら常礼に依るなり②。○「名を以て徧く告げ、社稷宗廟山川に及ぶ」とは、禰に名づくこと既に畢り、宰亦た祝史に命じて徧く告げしむるなり。宰の祝史に命ずるを言はざるは、従ひて知るべければなり。又た前に社稷宗廟を云はず、此に五祀を云はざるは、相互に明らむればなり。王肅云ふ、「前に三日にして之に名づくは、未だ葬むらざれば当に子某と称するべきを云ふ、故に三日にして因りて之に名づく。此の經

既に葬れば、子と称して名を称せず、故に三月にして乃ち名づくるなり」と③。鄭云ふ④、「世子の生るるを称するは、喪、殯に在りては五祀山川に告ぐるのみ。五祀は、殯宮の五祀、山川は、国鎮の重⑤、告げざるべからず、故に社稷を越へて之に告ぐ。既に葬して世子生るれば、三月にして名づく。葬後三月、礼に於て已に廟に耐す⑥、故に告げて廟に及ぶべし。廟と社稷と相ひ連なれば、社稷に告げざるを得ず」と。

①上文の経³⁶では、殯時に世子が生まれた場合は、生後三日目に子は父の殯に見え、その時にその名が呼ばれている。常礼において生後三か月目に子が父に見え、名付けられることについては、上文の疏^{4a7}「至三月爲名之時、則始見之也」に對する注記を参照。

②常礼において「三日にして服を成す」ことについては、『儀礼』士喪礼^{37-11a}「三日成服」参照。この常礼における「三日」は父の死後三日目（死日を一日目と数えるのであれば死後四日目）を指すが（士喪礼注^{11b1}参照）、ここでの「三日」は子の生後三日を指す。おそらく『礼記』奔喪で喪に駆け付けたものが家にたどり着いて父の亡骸と対面した日から数えて「三日成服」^(56-2b)と言われているのならったものである。この奔喪における「三日」も亡骸と対面した日の翌日を一日目と数えるものであるから、これに従えば、この疏における「三日」も子が生まれて、父の死と向かい合うことになった翌日から数えて三日目を意味するのであろう。経文^{3a}の「三日」が子の生まれた日を含めて数えられたものである

のか否かは不明である。

③口上の語として『儀礼』士喪礼経^{37-11a}、^{19b}および士虞礼記^{43-4b}、^{10b}、^{11a}に「哀子某」の語が見えている。これに従えば、葬前（士喪礼）も葬後（士虞礼）も、子は自分の名を言うことになり、この王肅の説は成り立たないことになる。

記を含めずに経に限定すれば、士虞礼経で子が自分の名を言う場面は出てこないことになるが、ここに見える「此経」が記を排除した表現であるとは思われない。

④この「鄭云」の出典は不明。内容的に『鄭志』からの引用のように見え、「鄭云稱」はあるいは「鄭志稱」の誤りかとも思われるが、疏では「鄭志曰」(『礼記』檀弓上疏^{8-25a8})「鄭志云」(『礼記』曲礼下疏^{4-3a4}など)の形で「鄭志」が引かれることはあっても、「論語稱」(『礼記』緇衣疏^{55-4b6}など)のように「稱」字を用いて引かれることはない。

⑤『周礼』夏官・職方氏^{33-10a}「東南曰揚州、其山镇曰會稽」(『逸周書』職方解同じ)のように山を「鎮」と呼ぶ例はあるが(また『周礼』春官・大司樂^{22-23a}「四鎮五嶽崩」注^{23a7}「四鎮、山之重大者」参照)、川を含めて「鎮」と呼ぶ例は無いようである。ここでは山を代表として「鎮」と呼んだか。

⑥『礼記』檀弓下^{9-17a}に「卒哭曰成事、…17b 明日耐于祖父」と卒哭の翌日に耐祭が行われることが記され、同雜記下^{43-3a}に「諸侯五月而葬、七月而卒哭」とあることから、葬後三か月までには廟に耐せられていることがわかる。

〔現代語訳〕

「三月にして乃ち禰に名づく」とは、埋葬後は（亡父に対して）神として仕える、だから平常の礼に依って、（子は生後）三日目に（父に）見えることをしない。（生後）三か月になつてはじめて（父に）見え、（父に）見えたことに因つて名前を付けるのだ、だから「乃ち禰に名づく」と言うのだ。（子に）従つて（父に）見える人は、生れたのを告げる場合と異なる、だからここに重ねて言つてはいないのだ。（生後）三日目に（父に）見えないのだが、（生後三日目、すなわち父の死と対面して三日目に）斬齊の喪服に着替えるというのは、おのずから常礼に依るのだ。○「名を以て徧く告げ、社稷宗廟山川に及ぶ」とは、禰（の木主の前で）名前を付けることが終わり、（殯時に子が生まれた時と同じく）大宰がまた祝史に命じてあまねく（その名を）告げさせるのだ。大宰が祝史に命ずることを（経文で）言っていないのは、（前文の記述に）従つて（これを）知ることができるからだ。また前経で社稷宗廟（に告げること）を言わず、ここで五祀（に告げること）を言わないのは、相互に（参照すれば、いずれにおいてもこれらすべてに告げることが）明らかになるからである。王肅は言う、「前文（の葬前に世子が生まれた場合）で（生後）三日目に子に名付けているのは、まだ埋葬してなければ（父の柩前で）「子の某」と称さなければならぬことを言つたもので、だから（父に見える生後）三日目に子に名付けるのだ。この経では既に埋葬して、（神前では）「子」とのみ称してその名は言わない、だから（あわてて名付ける必要がなく、通常

と同じく、生後）三か月してからようやく名付けるのだ」と。鄭玄は言う、「世子が生れたのを称し告げるのに、喪が殯の段階では五祀山川に告げるだけである。この五祀は、（世子が生まれたのを告げる場である）殯宮の五祀で、山川は、国の鎮（しずめ）の重要なものであるから、告げないわけにはいかない。だから社稷を飛ばして先にこれらに告げるのだ。既に埋葬してから世子が生れた場合は、（生後）三か月して名付ける。葬後の三月であれば、礼として（父の神は）すでに廟に祀されている。だから宗廟にまで告げるのだ。また廟と社稷とは相ひ連なっているから、（廟に告げれば）社稷にも告げないわけにはいかないのだ」と。

【経】（六葉表五行）

○孔子曰、諸侯適天子、必告于祖、奠于禰。

〔書き下し文〕

○孔子曰く、「諸侯、天子に適けば、必ず祖に告げ、禰に奠（お）く。」

〔現代語訳〕

○孔子は言う、「諸侯が、天子のところに行く場合には、必ず祖廟に告げ、禰廟（父廟）に（捧げもの）を奠く。」

【注】（六葉表六行）

皆奠幣以告之、互文也。

〔書き下し文〕

皆な幣を奠きて以て之に告ぐ。互文なり。

〔現代語訳〕

（祖廟、禰廟の）いづれにも捧げものを奠いて告げるのである。互文で（あって、「告」、「奠」は「祖」「禰」の両者にかかるのである）。

【疏】（六葉裏六行）

○正義曰、此一節論諸侯朝覲①天子將出之禮。不云曾子問、直云孔子曰者、以此與上事連文、上既云以名徧告社稷宗廟、因論出朝告祖禰之事、此乃因上起文也。此篇之内、時有如此、故下曾子問云、除喪則不復昏禮乎。孔子曰、祭過時不祭禮也、又何反於初。又云孔子曰、嫁女之家、三夜不息燭、與此相類。云告于祖、亦告于禰也。言奠于禰、亦奠于祖也。

①底本は「覲」字なし。『校勘記』および八行本により補う。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、諸侯の天子に朝覲するに將に出でんとするの礼を論ず。「曾子問ふ」と云はず、直ちに「孔子曰く」と云ふは、以（おも）へらく此れ上事と文を連ぬ、上既に「名を以て徧く社稷宗廟に告ぐ」と云ふ、因りて出でて朝するに祖禰に告ぐるの事を論ず、此れ乃ち上に因りて文を起すなり。此の篇の内、時に此くの如き有り、故に下16bに「曾子問ひて云ふ、喪除かば則ち復た昏礼せざるか」と。孔子曰く、祭、時を過ぎて祭らざるは礼なり、又た何ぞ初に反らん」ととあり、又た「孔子曰く、女を嫁するの家、

三夜燭を息めず」とと云ふは、此と相ひ類す①。「祖に告ぐ」と云はば、亦た禰に告ぐるなり。「禰に奠く」と言はば、亦た祖に奠くなり。

①この「孔子曰」は前文よりは、むしろ後文のために付けられたものであり、この疏の判断は適切とは言えない。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は諸侯が天子に朝覲するにあたり、出発に際しての礼を論じている。「曾子問ふ」と（問いの言葉を）言わないうで、ただちに「孔子曰く」と言っているのは、思うに、上記の事に連ねて記したもので、上文で既に「名をあまねく社稷宗廟に告ぐる」と言っているから、それに関連して朝覲の出立に際して祖禰の廟に告げる事を論じたのであって、これは上文に関連して文を起したものだ。この篇の内には、時にこのような部分があり、下文で「曾子は問う、『（父母の）喪が明けてからまた（改めて）昏礼を行いはしないのか』と。孔子は答える『祭りはその時を過ぎたら祭らないのが礼だ。どうしてまた初めに戻ったりしよう』と」とあり、（曾子の問をはさまずに引き続いて）また「孔子は言う、『女（むすめ）を嫁がせる家では、（女が家を離れた後）三晩たいまつを灯し続けるのだ』と」と言っているのも、これに類したものだ。「祖に告ぐ」と言えは、禰にもまた告げるのであり、「禰に奠く」と言えは、祖にもまた奠くのである。

【經】（六葉表六行）

冕而出、視朝。

〔書き下し文〕

冕して出で、朝を視る。

〔現代語訳〕

裊冕のいでたちで、国朝を視（て国事を聴き）、

【注】（六葉表六行）

聽國事也。諸侯朝天子、必裊冕、爲將廟受也。裊冕者、公袞、侯伯驚、子男毳。

〔書き下し文〕

国事を聴くなり。諸侯、天子に朝するに、必ず裊冕するは①、將に廟受せんとするが爲なり②。裊冕は、公は袞、侯伯は驚、子男は毳なり。

①諸侯が天子に朝するのに「裊冕」をつけることについては、

『礼記』玉藻 29.6a 「諸侯（裊冕以朝）参照。下文はその注 Ga10

「朝天子也。裊冕、公袞、侯伯驚、子男毳也」に同じ。裊冕については、B 「大祝裊冕」に対する注釈を参照。

②「廟受」の語は『礼記』聘義 63.2b に「君使士迎于竟、大夫郊勞、君親拜迎于大門之内而廟受、北面拜祝、拜君命之辱、所以致敬也」と見える。

〔現代語訳〕

（朝を視る」とは）国事を聴くのである。諸侯は、天子に朝覲するにあたり、必ず裊冕をつけるのは、（天子の）廟で事を受けるか

らである。裊冕（における衣）は（身分に応じて異なり）、公は袞、侯伯は驚、子男は毳である。

【疏】（六葉裏九行）

○裊冕、謂裊衣而冕。裊衣者、公袞、侯伯驚、子男毳。視朝、詔聽事也。

〔書き下し文〕

○裊冕は、裊衣して冕するを謂ふ。裊衣は、公は袞、侯伯は驚、子男は毳なり。「朝を視る」とは、詔（つ）げて事を聴くなり。

〔現代語訳〕

○裊冕とは、裊衣を身につけて冕を頭につけることを言う。（冕は同じだが）裊衣は（身分により異なり）、公は袞、侯伯は驚、子男は毳である。「朝を視る」とは、（臣下に）命じて国事を聴くことだ。

【疏（注に対する）】（六葉裏十行）

○正義曰、聽國事、解經視朝之事。云諸侯朝天子、必裊冕、爲將廟受也、諸侯視朝、當用玄冠緇衣素裳。今視朝而服裊冕之服者、按覲禮、侯氏裊冕、天子受之於廟。故鄭云、諸侯朝天子、必裊冕、爲將廟受也。言天子於廟受己之禮。今諸侯往朝天子、爲天子將欲於廟中受己之禮、故諸侯豫敬之、以冕服視朝也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、「国事を聴く」は、經の「朝を視る」の事を解する

なり。「諸侯、天子に朝するに、必ず裨冕するは、將に廟受せんとするが為なり」と云ふは、諸侯、朝を視るに、当に玄冠緇衣素裳を用ふべし①。今、朝を視るに裨冕の服を服するは、按ずるに覲礼に、「侯氏裨冕し」②、天子之を廟に受く③、と。故に鄭「諸侯、天子に朝するに、必ず裨冕するは、將に廟受せんとするが為なり」と云ふなり。天子、廟に於て己を受くるの礼を言ふ。今諸侯往きて天子に朝す、天子將に廟中に於て己を受けんと欲するの礼あるが為に、故に諸侯豫め之を敬し、冕服を以て朝を視るなり。

①「玄冠緇衣素裳」は所謂「朝服」である。諸侯が朝服で朝を視ることについては、『礼記』玉藻 29-6b「(諸侯)朝服以日視朝於内朝」参照。朝服についてはその注 6b2「朝服、冠玄端素裳也」および『儀礼』士冠礼 1-4a「主人玄冠朝服」注 4b1「朝服者、十五升布衣而素裳也。衣不言色者、衣與冠同也」参照。

②「緇衣」については、『詩』鄭風・緇衣 4-24b「緇衣之宜兮」伝 4b10「緇、黑色。卿士聽朝之正服也」および箋 5a1「緇衣者、居私朝之服也。天子之朝服、皮弁服也」参照。

③『儀礼』覲礼 26x14a「侯氏裨冕。」注 14a10「裨冕者、衣裨衣而冠冕也。裨之爲言埤也。天子六服、大裘爲上、其餘爲裨、以事尊卑服之、而諸侯亦服焉。上公衮、無升龍。侯伯鷩、子男毳、孤絺、卿大夫玄、此差司服所掌也。」

④『儀礼』覲礼には直接廟受を言う表現は見えない。ただ『周礼』春官・司服 21-9a「(祗朝則皮弁服)の注 9a6」では「視朝、視内外朝之事。…王受諸侯朝覲於廟則衮冕」と朝覲における廟受が言われている。

【現代語訳】

○正義に曰く、「国事を聴く」は、経文の「朝を視る」の事を解したものだ。「諸侯、天子に朝するに、必ず裨冕するは、將に廟受せんとするが為なり」と言うのは、諸侯が国朝を視るには、(通常は)玄(くる)い冠、緇(くる)い衣、素(しろ)の裳(の朝服)を用いなければならぬが、今ここで、国朝を視るのに裨冕の服を着ているのは、思うに(朝覲の礼を記した『儀礼』の)覲礼に、「侯氏(諸侯)は裨冕して」、天子は諸侯を廟で受け入れる、とあるからで、だから鄭玄は「諸侯、天子に朝するに、必ず裨冕するは、將に廟受せんとするが為なり」と言うのだ。天子が廟中で(諸侯たる)自分に接見する礼を言ったものだ。今、諸侯が天子に朝覲しに行くにおいて、天子が廟中で(諸侯たる)自分に接見する礼があるので、そこで諸侯はあらかじめこれに敬意を表し、冕服を身につけて(そのまま自分の)国朝を視るのだ。

【経】(六葉表七行)

命祝史、告于社稷宗廟山川。

【書き下し文】

祝史①に命じて、社稷宗廟山川に告げしむ。

①曾子問篇に見える「祝史」が一官なのか「祝」と「史」の二官であるのか明確ではない。『礼記』では他に王制 13-7bと郊特牲 26-16aに「祝史」の語が見え、前者「凡執技以事王者、祝、史、射、御、醫、卜及百工」では「祝」と「史」が分け

られているが(注753「言技謂此七者」参照)、後者「禮之所尊、尊其義也。失其義陳數、祝史之事也」では「祝史」と熟しているように見える。『儀礼』では燕礼145b、15-12aと大射18-18aに見えるが、燕礼145bに対応する大射16-10aでは「祝史」ではなく「大史」となっている(『儀礼』に見える「祝史」については川原寿市『儀礼釈攷』第四冊・燕礼、一五〇頁、注35参照)。『左伝』では桓公六年伝6-17b「祝史正辭、信也」をはじめとして頻出し、同疏17b10は「祝史官正其言辭、不欺誑鬼神、是其信也」と「祝」「史」を区別しているが、一官であるようにも見える。ここでは一官であるとして解釈しておく。

〔現代語訳〕

祝史に命じて、(出行のことを)社稷、宗廟、山川に告げさせる。

【注】(六葉表八行)

臨行、又徧告宗廟、孝敬之心也。

〔書き下し文〕

行に臨んで、又た徧く宗廟に告ぐるは、孝敬の心なり。

〔現代語訳〕

出行に臨んで、さらにまたあまねく宗廟に告げるのは、孝敬の心を示すものである。

【疏(注に対する)】(七葉表三行)

①〇正義曰、按上文云、諸侯適天子、必告于祖、奠于禰。此又命祝史、告于宗廟山川、是臨行。一告宗廟、則知後再告、故云臨行又徧告宗廟、孝敬之心也。言徧告宗廟、則五廟皆告也。前云告于祖者、亦祖禰皆告也。

①この部分の標起止は「〇命祝史告于社稷宗廟山川〇注臨行又徧告宗廟孝敬之心也」となっており、この「〇命祝史告于社稷宗廟山川」の部分は經文をそのまま引いただけで特に注解を加えていないから本来不要なはずであるが、八行本にもここに対応する部分がある。

〔書き下し文〕

〇正義に曰く、按ずるに上文に「諸侯、天子に適くに、必ず祖に告げ、禰に奠く」と云ひ、此に又た祝史に命じて、宗廟山川に告ぐるは、是れ行に臨むなり。一たび宗廟に告ぐれば、則ち後に再び告ぐるを知る、故に「行に臨んで、又た徧く宗廟に告ぐるは、孝敬の心なり」と云ふ。「徧く宗廟に告ぐ」と言はば、則ち五廟皆な告ぐるなり。前に「祖に告ぐ」と云ふも、亦た祖禰皆な告ぐるなり。

〔現代語訳〕

〇正義に曰く、思うに上文で「諸侯、天子に適くに、必ず祖に告げ、禰に奠く」と言っており、ここでさらにまた祝史に命じて、宗廟山川に告げる(と言っている)のは、出行に臨んでのこと(を言っている)のだ。(先に)一たび宗廟に告げているのであるから、後に再び告げるとわかるのだ。だから「行に臨んで、又た徧く宗廟に告ぐるは、孝敬の心なり」と言うのだ。「徧く宗廟に告ぐ」と言うの

であるから、（始祖および高祖以下の）五廟すべてに告げるのである。前文で「祖に告ぐ」と言うのも、また祖・禰（の五廟）すべてに告げるのだ。

【経】（六葉表八行）

乃命國家五官、而後行。

「書き下し文」

乃ち國家の五官に命じて、而る後に行く。

「現代語訳」

そこで國家の五官に（不在中の職事について）命じて、その後に行するのだ。

【注】（六葉表九行）

五官、五大夫與事者。命者、敕之以其職。

「書き下し文」

五官は、五大夫の事に与る者なり。命ずるとは、之を敕（いましむ）るに其の職を以てす。

「現代語訳」

五官は、国事に与る五人の大夫のこと。命ずるとは、その職事に就いて戒めるということ。

【疏】（注に対する）（七葉表五行）

①〇正義曰、按大宰云、建其牧、立其監、設其參、傳其伍。是諸侯

有三卿五大夫。經云五官、故云五大夫。以屬官大夫、其數衆多、直云五者、據與國事者言之。不云命卿者、或從君出行、或雖在國留守、摠主羣吏、如三公②然、不專主一事、且尊之。既命五大夫、則卿亦命之、可知、故不顯言命卿也。命者、謂戒敕以所掌之事也。

①この部分の標起止は「〇乃命國家五官而后行〇注五官至其職」となっており、この「〇乃命國家五官而后行」の部分は經文をそのまま引いただけで特に注解を加えていないから本来必要なはずであるが、八行本にもここに対応する部分がある。

②底本は「三公」を「二公」に作る。八行本に従い改める。

「書き下し文」

〇正義に曰く、按ずるに〔『周礼』春官・〕大宰 2-17a に云ふ、「其の牧を建て、其の監を立て、其の參を設け、其の伍を傳す」と。是れ諸侯に三卿五大夫有り①。經に「五官」と云ふ、故に「五大夫」と云ふ。属官の大夫、其の數衆多なるを以て、直だ「五」と云ふは、国事に与る者に抛りて之を言へばなり。卿に命ずるを云はざるは、或は君に従ひて出行し、或は国に在りて留守すと雖も、群吏を摠主すること、三公の如く然り、一事を専主せず②、且つ之を尊べばなり。既に五大夫に命ずれば、則ち卿も亦た之に命ずること、知るべし、故に頭かに卿に命ずるを言はざるなり③。命とは、戒敕するに掌る所の事を以てするを謂ふなり。

①『周礼』春官・大宰注 2-17a 「以侯伯有功德者、加命作州長、謂之牧、〔『周礼』春官・大宗伯 18-21a）所謂「八命作牧」

者。監、謂公侯伯子男、各監一國。『書』(梓材 1425b)曰、「王啓監厥亂爲民」。參、謂卿三人。伍、謂大夫五人」参照。なお、「傳」は孫詒讓『正義』に従い、「(專文)」(敷)の仮借と解する(一)で括った文字はワープロに無い文字をその構成要素によって示したものの。以下同じ)。

②三公が一事を専主しないことについては、『漢書』百官公卿表(周官)太師、太傅、太保、是爲三公、蓋參天子、坐而議政、無不總統、故不以一職爲官名」参照。

③王引之『経義述聞』は、この正義の解釈に対し「五官、謂司徒・司馬之屬、卿大夫皆得爲之。春秋時魯季孫爲司徒、孟孫爲司空、叔孫爲司馬、皆卿也。言命五官、則卿大夫咸受命矣」と解して、『礼記』曲礼下 422a 「天子之五官、曰司徒、司馬、司空、司士、司寇、典司五衆」をはじめとして諸書に見える「五官」の用例を列挙している。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに『周礼』春官・大宰に、「(州の長官である)牧を建て、(一國の長である)監を立て、(その補佐である)三(卿)、五(大夫)を敷設する」と言っており、諸侯に三卿五大夫がある(ことがわかる)。经文で「五官」と言っているから、(注ではそれを『周礼』に引き当てて)「五大夫」と言ったのだ。官に配属されている大夫の数は多いのに、ただ「五」と言っているのは、(それぞれの官の大夫のトップとして)国事にあずかる者について言ったからである。(一)で、卿に命ずることを言っていないのは、あるいは

は(卿は)君につき従って出行(して不在に)するからであり、あるいは国に居て留守を預かる場合でも、(天子の)三公のように群吏を総括して、もっぱら一つの事だけを主どるわけではなく(それを「五官」と言うのは適切でないし)、かつこれを尊んだからである。(尊ぶがゆえに卿に命ずると言わないというのは)すでに五大夫に命じるのであれば、(在国の)卿にもまた命ずることがわかるから、(下級の臣下に対するように)あからさまに卿に命ずるとは言わないのだ。命ずるとは、職掌の事について戒めることを言うのだ。

【経】(六葉表九行)

道而出。

〔書き下し文〕

道して出づ。

〔現代語訳〕

(道中安全を祈願して)道路の神を祭ってから出立する。

【注】(六葉表九行)

祖道也。聘禮曰①、出祖、釋軛、祭酒脯也。

①底文は「曰」字無し。『校勘記』および八行本により補う。

〔書き下し文〕

祖道なり。聘礼に曰く、「出でて祖す①。軛を釈(お)き、酒脯を祭る」と。

②「祖」については、『詩』大雅・韓奕 18:466 にも「韓侯出

祖、出宿于屠、顯父餞之、清酒百壺」と見えている。その箋 665 「祖、將去而犯軼也。既覲而反國必祖者、尊其所往、去則如始行焉。祖於國外畢、乃出宿、示行不留於是也」参照。

〔現代語訳〕

〔道〕は、道路の神を祭る（祖の祭をする）こと。〔儀礼〕聘礼に、〔国門を〕出て（道路の神を祭る）祖の祭りをする。（その際に、道路の險阻にかたどって、盛り土した）軼を作りおき、酒や脯（ほしにく）を祭る」と言う（のがそれだ）。

【疏（注に対する）】（七葉表八行）

○正義曰、經言道而出、明諸侯將行、爲祖祭道神、而後出行。引聘禮者、證祖道之義。按聘禮記云、出祖、釋軼、祭酒脯。彼注云、祖、始也。行出國門、止陳車騎、釋酒脯之奠於軼、爲行始也。春秋傳曰、軼涉山川。然則軼山①行之名也。道路以險阻爲難、是以委土爲山、或伏牲其上。使者爲軼、祭酒脯、祈告也。禮畢、然後乘車、轅之而遂行。其有牲、犬羊可也。此城外之軼祭也。其五祀行神、則在宮内、故鄭注聘禮云、行謂行者之先、其古人之名未聞。天子諸侯有常祀在冬也。喪禮有毀宗躐行、出于大門、則行神之位、在廟門外西方。又鄭注月令、軼壇、厚二寸、廣五尺、輪四尺。周禮注云、以苦芻棘柏爲神主。此鄭釋爲軼祭之義。此軼亦有尸、故詩生民云、取羝以軼。注燔②烈其肉爲尸羞、是也。

①底本は「山」を「止」に作る。聘礼注および八行本によつ

て改める。

②底本は「燔」を「米番」に作る。『校勘記』、『詩』箋および八行本によつて改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、經に道して出づと言はば、諸侯將に行かんとすれば、道神を祖祭するを爲して、而る後に出行するを明らかにす。聘礼を引くは、祖道の義を証す。按ずるに聘礼記に云ふ①、「出でて祖し、軼を積き、酒脯を祭る」と。彼（かしこ）の注に云ふ、「祖は、始なり。行きて国門を出で、止まりて車騎を陳ね、酒脯の奠を軼に積き、行の始めと爲すなり。『春秋』伝に曰く②、「山川を軼涉す」と。然らば則ち軼は山行の名なり。道路は險阻を以て難と爲す、是を以て土を委（つ）みて山と爲し、或は牲を其の上に伏す。使者軼の爲に、酒脯を祭り、祈り告ぐるなり。礼畢り、然る後に車に乗り、之を轅きて遂に行く。其の牲有るは、犬羊可なり」と。此れ城外の軼祭なり。其の五祀の行神は、則ち宮内に在り。故に鄭、聘礼に注して云ふ③、「行は行者の先を謂ふ、其の古人の名は未だ聞かず。天子諸侯は常祀有りて冬に在り。喪礼に④「宗を毀ちて行を躐し、大門を出づ」と有れば、則ち行神の位、廟門外の西方に在り」と。又た鄭、月令に注して⑤、「軼壇、厚さ二寸、広さ五尺、輪は四尺」と。『周礼』注に云ふ⑥、「苦芻棘柏を以て神主と爲す」と。此れ鄭釈して軼祭の義と爲す。此の軼も亦た尸有り、故に『詩』生民に云ふ⑦、「羝を取りて以て軼す」と。注に「其の肉を燔烈して尸羞と爲す」と、是れなり。

①『儀礼』聘礼(記) 24-4b 「出祖、釋轍、祭酒脯、乃飲酒于其側。」注 4b2 「祖、始也。既受聘享之禮、行出國門、止陳車騎、釋酒脯之奠於轍、爲行始也。詩傳曰、轍、道祭也。謂祭道路之神。春秋傳曰、轍涉山川。然則轍山行之名也。道路以險阻爲難、是以委土爲山、或伏牲其上。使者爲轍、祭酒脯、折告也。卿大夫處者、於是餞之、飲酒於其側。禮畢、乘車、轍之而遂行、舍於近郊矣。其牲犬羊可也。古文轍作𨔵。」

②『春秋左氏伝』襄公二十八年伝 38-22a 「跋涉山川。」この「跋」字に対して、『校勘記』は「案儀禮聘禮注云、詩傳曰、轍、道祭也、謂祭道路之神。春秋傳曰轍」とこの聘礼注を引くが、『左氏会箋』が『詩』鄘風・載馳 32-38a 「大夫跋涉」の伝 8a1 「草行曰跋、水行曰涉」を引いて注するように、『左伝』の原文としては「跋」字に作るのが正しいであろう。「跋」、「轍」は音通。

③『儀礼』聘礼 19-6a 「又釋幣于行。」注 6a 「告將行也。行者之先、其古人之名未聞。天子諸侯有常祀在冬。…喪禮有毀宗躡行、出于大門、則行神之位、在廟門外西方。不言埋幣、可知也。今時民春秋祭祀有行神、古之遺禮乎。」注中の「天子諸侯有常祀在冬」は『礼記』月令で冬に祀る五祀が「行」であることによる。下注の⑤参照。ただし、諸侯について明文はないようである。

④『礼記』檀弓上 7-23b 「掘中霤而浴、毀竈以綴足。及葬、毀宗躡行、出于大門、殷道也。」注 23b4 「明不復有事於此。周人浴不掘中霤、葬不毀宗躡行。毀宗、毀廟門之西而出。行神之

位、在廟門之外。」

⑤『礼記』月令(孟冬) 17-9a 「其祀行」注 9a2 「行在廟門外之西、爲轍壤、厚二寸、廣五尺、輪四尺。祀行之禮、北面設主于轍上、乃制腎及脾爲俎、奠于主南、又設盛于俎東祭肉、腎一脾再、其他皆如祀門之禮。」この「轍壤」の「壤」字について、『校勘記』は齊召南説や、この曾子問疏に基づいて「壇」に作るべきであるとす。なお、月令疏 9a7 によれば、この鄭注は逸礼の『中霤礼』に基づく。注中の「廣」輪」について同疏 9a8 は「東西爲廣、南北爲輪」とす。また『周礼』地官・大司徒疏 10-1b3 引く馬融注「東西爲廣、南北爲輪」参照。

⑥『周礼』夏官・大馭 32-15a 「大馭掌馭王路以祀。及犯轍、王自左馭、馭下祝、登受轡、犯轍遂驅之。」注 15a7 「行山曰轍。犯之者、封土爲山象、以苦芻棘柏爲神主。既祭之、以車轍之而去。喻無險難也。春秋傳曰、跋涉山川。自、由也。王由左馭、禁制馬使不行也。故書轍作罰。杜子春云、罰當爲轍。轍讀爲別異之別、謂祖道轍轍磔犬也。詩云、載謀載惟、取蕭祭脂、取羝以轍。詩家説曰、將出祖道犯轍之祭也。聘禮曰、乃舍轍、飲酒于其側。禮家説亦謂時祭。」注中の「苦」について、孫詒讓『周礼正義』は『釈文』の「苦、…一音倍」、『広韻』上声・海「蓐、黄蓐草也」、『漢書』宣元六王伝「治石象瓠山立石、束倍草、并祠之」、顔師古注「倍草、黄倍草也」を引き「是古野祭有束苦草爲神主之法」と言うが、具体的な草名は不明。ここではかりに「苦芻」がとげのある草、「棘柏」がと

げのある(低)木であるとして、あわせて「いばら」としておく。

⑦『詩』大雅・生民 17.1.16a 「取羝以軼、載燔載烈。」伝 16a2

「羝羊、牡羊也。軼、道祭也。傳火曰燔。貫之加于火曰烈。」

箋 16a3 「烈之言爛也。…取羝羊之體以祭神、又燔烈其肉爲尸羞焉、自此而往郊。」注の「尸羞」について疏 19a6 は「又燔烈其肉爲尸羞、言又者、亦用此羝之肉爲之也。以七祀之祭皆有尸、明軼祭亦有尸、其燔炙者、事尸之羞、故云爲尸羞也」と説明する。

【現代語訳】

○正義に曰く、経文に「道して出づ」と言っているので、諸侯が出かけるに際しては、道神に対して(道中安全を祈願する)祖の祭祀を行って、その後に出発することを(この注で)明らかにしたのだ。聘礼を引用するのは、道(神)に祖(の祭祀)を行うことについて証拠づけたのだ。思うに聘礼の記では、「出でて祖し、軼を積み、酒脯を祭る」と言っている。そこでの注では、「祖は、始(はじめ)という意味だ。出行して国門を出たら、そこで止まって車騎を陳ねて、酒や脯の奠(そなえもの)を(山に象った盛り土の)軼に置いて(祭り)、出行の始めとするのである。『春秋』伝では、「山川を軼渉する」と言っているから、「渉」が川を行くのに対し、「軼」は山を行くという(意味の)語だ。道路の難所は險阻などところにあるので、土を積み上げて山を作って(險阻なところに象り)、あるいは犠牲をその上に伏せる。そして使者が(この道神を象徴する盛

り土の)軼のために、酒や脯を祭って、祈り告げるのである。この礼が終わった後に車に乗り、これ(盛り土の軼とその上の犠牲)を車で轢いてそのまま出行するのだ。犠牲を用いる場合は、犬羊いずれでもかまわない」と言っている。これは城外で行う軼の祭りである。(他方)かの五祀の(一つである)行神は、宮中にいる。だから鄭玄は、聘礼に注して、「(この五祀の)行(神)は行者(旅行者)の最初の人物のことであるが、その古人の名は聞いたことがない。天子諸侯では(四時の)常祀が行われて冬に祀られる。喪礼で(葬送に際して)宗廟(の西側の牆)を壊して行(神の位)を踏み越えて、大門を出る」とあるのよりすれば、行神の位は、廟門外の西方に在るのだ」と言っているのだ。鄭玄はまた、月令に注して、「軼の壇は、厚二寸、幅五尺、縦四尺」と言い、『周礼』注に、「いばらの草木を神主(よりしろ)とする」と言っている。これらは鄭玄が解釈した軼祭の内容である。この(出行時の)軼祭においても尸(かたしろ)を立てる。『詩』生民に、「羝(おひつじ)を用いて軼祭をする」と言い。その注に「その肉をまる焼きにして尸への羞(そなえもの)とする」とあるのがそれだ。

【疏(注に対する…つづき)】(七葉裏四行)

其牲、天子軼用犬、故大人云、伏瘞亦如之。注云、伏、謂伏犬於軼上。諸侯用羊、詩云、取羝以軼、謂諸侯也。卿大夫以酒脯。既行祭軼竟、御者以酒祭車軼前、及車左右轂末、故周禮大馭云、及犯軼、王自左馭、馭下祝、登受轡、犯軼①遂驅之。又云、及祭②酌僕、僕左執轡、右祭兩軼③、祭軌、乃飲。軼、即轂末。軌④、謂車軼前、

是也。其祭宮内行神之軼、及城外祖祭之軼、其制不殊。崔氏云、宮内之軼、祭古之行神。城外之軼、祭山川與道路之神、義或然也。壇名山、其神曰纍。

①底本は「軼」を「軼」に作る。『周礼』および八行本によって改める。

②底本は「祭」を「登」に作る。『周礼』によって改める。

③底本は「軼」を「軼」に作る。『周礼』および八行本によって改める。

④底本は「軌」を「軌」に誤る。意を以て改める。

〔書き下し文〕

其の牲、天子は軼に犬を用ふ、故に犬人に云ふ①、「伏瘞も亦た之の如くす」と。注に云ふ、「伏は、犬を軼上に伏すを謂ふ」と。諸侯は羊を用ふ、『詩』に、「羝を取りて以て軼す」と云ふは、諸侯を謂ふなり②。卿大夫は酒脯を以てす③。既に行祭して軼し竟れば、御者酒を以て車軼の前に祭り、車の左右轂末に及ぶ、故に『周礼』大馭に云ふ④、「軼を犯すに及んでは、王左自り馭し、馭し下りて祝し、登りて轡を受け、軼を犯し、遂に之を驅る」と。又た云ふ⑤、「祭るに及んで僕に酌み、僕左に轡を執り、右に兩軼を祭り、軼を祭り、乃ち飲む」と。軼は、即ち轂末。軼は、車軼の前を謂ふ、是れなり。其の宮内行神を祭るの軼、及び城外祖祭の軼、其の制殊ならず。崔氏云ふ、「宮内の軼は、古の行神を祭る。城外の軼は、山川と道路との神を祭る」と、義或は然り。壇の名は山、其神を纍と曰ふ⑥。

①『周礼』秋官・犬人 36-10a 「犬人掌犬牲。凡祭祀共犬牲用怪物、伏瘞亦如之。」注 10a3 「鄭司農云、瘞、純也。物、色也。

伏、謂伏犬、以王車轅之。瘞、謂埋祭也。『爾雅』（釈天 9-1a）

曰、「祭地曰瘞埋。」（『爾雅』は「埋」の本字「薶」を用いる。）

②上段の注⑦参照。后稷が行う祭祀を歌ったものであるから諸侯の礼となる。

③上段の注①参照。聘礼の聘使は卿または大夫であるから大夫の礼となる。

④上段の注⑥参照。

⑤『周礼』夏官・大馭 32-15b 「及祭酌僕、僕左執轡、右祭兩軼、祭軼乃飲。」注 15b7 「故書軼爲〔車𠂔〕、軼爲範。杜子春

…又云〔車𠂔〕當作軼、軼謂兩轡也。其或言軼亦非是。又云

軼當爲〔車巳〕、〔車巳〕謂車前軼也。」疏 15b10 「此云及祭酌

僕者、即上文將犯軼之時、當祭左右轂末及軼前、乃犯軼而去。

酌僕者、使人酌酒與僕、僕即大馭也。大馭則左執轡、右手祭

兩軼、并祭軌之軼前三處。訖乃飲。飲者、若祭末飲福酒。乃

始轅軼而去。」

⑥孫詒讓『周礼正義』夏官・大馭は『宋書』律曆志中の「崔

寔『四民月令』曰、祖者、道神。黄帝之子曰累祖、好遠遊、

死道路、故祀以爲道神」を引く。

〔現代語訳〕

その犠牲について、天子は軼祭に犬を用いる。だから（『周礼』秋官）犬人に、「軼祭における）伏や（犠牲を埋める）瘞において

も祭祀の場合と同じようにする」と言い、その注に「伏は、犬を軛（の盛り土）の上に伏せることを言う」と言っているのだ。諸侯は羊を用いる。『詩』に、「羝（おひつじ）を用いて軛祭をする」と言うのは、諸侯について言っているのだ。卿大夫は酒と脯（ほしじ）を用いる。行の祭を行って軛（の踏み越え）を終えれば、御者は酒で車軛の前に祭り、（祭ること）車の左右の轂の末にまで及ぶ。だから『周礼』大馭に、「軛を踏み越えるに際し、王は（自ら）左から（車を）馭して（馬を制止し）、馭し終わると（王は車から）下って祈りをささげ、（今度は大馭が車に）登って轡（たずな）を受け、軛を踏み越えて、そのまま馭（って出立す）る」と言い、また「（その）祭りに際しては、僕（＝大馭）に（酒を）酌み与え、僕は左手で轡を執り、右手で両つの軛（車軸のあたま）を（酒で）祭り、帆（車前の横木）を祭り、それから（酒を）飲む」と言っている。（ここでの）軛は、轂（車軸）の末。帆は、車の軛（しきみ）の前のことであるが、これ（がその祭り方）だ。宮内の行神を祭る場合の軛祭と、城外の祖祭の場合の軛祭とは、その制度は異ならない。崔靈恩（『三礼義宗』）は、「宮内の軛祭は、古の行神を祭り、城外の軛祭は、山川と道路との神を祭る」と言っているが、あるいはそうであるのかも知れない。（軛祭の）壇の名は山、その神（の名）を纍と言う。

【経】（六葉表十行）
告者五日而徧、過是非禮也。

【書き下し文】

告ぐること五日にして徧くし、是を過ぐるは礼に非ざるなり。

【現代語訳】

五日以内にあまねく（山川に）告げる。この期を過ぎるのは礼に外れる。

【注】（六葉裏一行）

既告、不敢久留。

【書き下し文】

既に告ぐれば、敢て久しく留まらず。

【現代語訳】

すでに告げ終われば、（早々に出立し）久しく留まることはしない。

【疏】（七葉裏八行）

○前命祝史告山川、而諸侯猶待告徧乃行也。以五日爲期、若近者乃可就彼告、若遠者則當望告、故以五日爲限也。所以爾者、爲先以告廟、載遷主、若久留不去、則爲非禮、故云過是非禮也。曲禮云、凡爲君使者、已受命、君言不宿於家、是也。

【書き下し文】

○前に祝史に命じて山川に告げしめ、諸侯猶ほ告ぐるの徧きを待ちて乃ち行く。五日を以て期と爲し、若し近ければ乃ち彼に就きて告ぐべく、若し遠ければ則ち當に望みて告ぐべし、故に五日を以て限と爲すなり。爾る所以の者は、先づ以て廟に告げ、遷主を載す①、

若し久しく留まりて去らざれば、則ち非礼と為るが為に、故に「是を過ぐるは礼に非ず」と云ふなり。曲礼に云ふ②、「凡そ君の使爲る者、已に命を受くれば、君言家に宿せず」と、是れなり。

① 出征や巡守において遷廟の主を載せて行くことについては、曾子問の下文 18.20a に「曾子問曰、古者師行、必以遷廟主行乎。孔子曰、天子巡守、以遷廟主行、載于齊車、言必有尊也」と見えているが、諸侯が天子のところに行くに際して遷廟の主を載せて行くことについて明文はないようである。

② 『礼記』曲礼上 3.1a 「凡爲君使者、已受命、君言不宿於家。」曲礼の鄭注 1.3 は「言謂有故所問也。聘禮曰、君有言、則以束帛、如饗禮」と、この「言」を『儀礼』聘礼 21.2a 「若有言、則以束帛、如享禮」(鄭注 2a8 「有言、有所告請、若有所問也」) および同記 24.3a 「若有故、則卒聘、束帛加書將命」(鄭注 3a9 「故謂災患及時事相告請也」) と結びつけて災患時の援助の求めや慰問の言葉とするが、ここに限定する必要はないであろう。

〔現代語訳〕

○前に祝史に命じて山川に告させており、諸侯はあまねく告げ終えたのを待ってから、出立するのだ。五日を期限とし、もし(告げる山川が)近ければそこまで行って告げ、もし遠(くてある期間内に行ける場所にな)ければその方角を望んで告げるのであって、(その遠近を分ける期日として)五日を期限としてゐるのである。どうしてそうするのかと言えば、先ず廟に告げて、遷廟の主(親が尽き

て祖廟に合わせ置かれている木主)を(車に)載せているので、もし久しく留まって出発しないのであれば、(遷廟の主に対して)非礼となるので、それでこの期日を過ぎるのは礼に外れると言うのだ。『礼記』曲礼に、「凡そ君の使者たるもの、すでに君命を受けられるのが、これ(と同じ精神によるもの)だ。

【経】(六葉裏一行)

凡告用牲幣、反亦如之。

〔書き下し文〕

凡そ告ぐるに牲幣①を用ふ、反るも亦た之の如くす。

① 鄭注に従い「制幣」の誤写であるとして解しておくが、「(犧)牲」と「幣(帛)」である可能性もあろう。

〔現代語訳〕

凡そ(社稷、宗廟、山川に)告げるに際しては(一丈八尺の布である)制幣を用いる、帰還した時もまた同じようにする。

【注】(六葉裏一行)

牲當爲制字之誤也。制幣、一丈八尺。

〔書き下し文〕

牲、当に制字の誤りと為すべし。制幣は、一丈八尺①。

① 『儀礼』聘礼 19.5b 「釋幣制玄纁束。」注 5d4 「祝釋之也。凡物十曰束。玄纁之率、玄居三、纁居二。朝貢禮云、純四只、

制丈八尺。」同既夕礼 40:2a 「贈用制幣玄纁束。」注 2a2 「丈八尺曰制、二制合之、束十制五合。」参照。

〔現代語訳〕

「牲」字は、「制」字の誤りであろう。制幣は、一丈八尺（の布）である。

【疏（注に対する）】（七葉裏十行）

○正義曰、皇氏熊氏以此爲諸侯禮、不應用牲、故牲當爲制。其天子、則當用牲。故熊氏云、鄭注周禮大祝職、引此文云、告用牲幣、不破牲字、是天子用牲幣也。必知天子用牲者、校人云、王所過山川、則飾黃駒、是用牲也。必知諸侯不用牲者、約下文云幣帛皮圭以告、故知不用牲也。或天子諸侯出入、有告有祭、故告用制幣一丈八尺。其卿大夫、唯入祭而已、故聘禮既使而反、祭用牲也。

【書き下し文】

○正義に曰く、皇氏熊氏以（おもへ）らく此れ諸侯の礼れば、応に牲を用ふべからず、故に牲、当に制と爲すべし。其の天子は、則ち当に牲を用ふべし。故に熊氏云ふ、「鄭、『周礼』大祝職に注して、此の文を引きて、「告ぐるに牲幣を用ふ」と云ひて、牲字を破らず①、是れ天子牲幣を用ふるなり。必ず天子の牲を用ふるを知れるは、校人に云ふ②、王の過ぐる所の「山川は、則ち黄駒を飾る」と、是れ牲を用ふるなり。必ず諸侯の牲を用ひざるを知れるは、下文に「幣帛皮圭以て告ぐ」と云ふを約す③、故に牲を用ひざるを知るなり。或は天子諸侯出入するに、告有り祭有り、故に告に制幣一

丈八尺を用ふ。其の卿大夫は、唯だ入るに祭のみ、故に聘礼既に使して反れば、祭るに牲を用ふるなり④。

①『周礼』春官・大祝 25:18a 「大會同、造于廟、宜于社、過大山川、則用事焉。反行舍奠。」注 18a2 「用事、亦用祭事告行也。玉人職有宗祝以黄金勺前馬之禮、是謂過大山川與。曾子問曰、凡告必用牲幣、反亦如之。」注中に見える玉人職は『周礼』考工記・玉人 4:5a 「大璋中璋九寸。邊璋七寸。射四寸、厚寸、黄金勺、青金外、朱中、鼻寸、衡四寸、有纁。天子以巡守、宗祝以前馬。」

②『周礼』夏官・校人 3:5b 「凡將事于四海山川、則飾黃駒。」注 5b2 「四海、猶四方也。王巡守、過大山川、則有殺駒以祈沈禮與。玉人職有宗祝以黄金勺前馬之禮。」

③曾子問 18:20b 「孔子曰、天子諸侯將出、必以幣帛皮圭、告于祖禰。」（こゝ）では「天子諸侯」とあるから、この部分を根拠に、諸侯だけが「幣帛皮圭」を用いて犠牲を用いないことを導くのは適切とは言えない。

④『儀礼』聘礼 2:9b では「釋幣于門。乃至于禰、筵几于室、薦脯醢」とあるだけで、「牲」への言及はない。聘礼鄭注 9a4 では「門、大門也。…主出于行、入于門、不兩告、告所先見也」と出行の際は行神のみ、帰還の際は門神のみに「告」げるとし、これを「祭」とは表現していない（「薦脯醢」下の注 10a1 も「告反也」と表現する）。同疏 10a1 では「云筵几于室者、還以特牲少牢、司宮設席于奥、東面右几。但無牲牢、進脯醢而已、以告祭、非常故也」（こゝ）での「以特牲少牢」は特牲少

牢の礼を用いるという意味。少牢饋食礼 47-10b 「司宮筵于奥、祝設几于筵上右之」、特牲饋食礼 47-11b 「祝筵几于室中東面」参照）と言ひ、この場合は「牲牢」を用いないとしていて、曾子問疏と食い違つてゐる。よつて、疏のこの部分の議論は不明であるが、一応、原文の言葉のままに訳を与えておく。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、皇侃と熊安生は、「これは諸侯の礼であり、（告げに際して諸侯は）犠牲を用いてはならないから、「牲」字は、「制」字であるとしなければならぬ。天子の場合は、犠牲を用いるのだ」と考へてゐる。そこで熊安生は、「鄭玄は『周礼』大祝職に注するに際して、この（曾子問篇の）文を引いて、「告げるのに牲幣（犠牲と幣帛）を用いる」と言つて、「牲」字のままに読んでおり、これが天子が牲幣を用いるということだ」と言つてゐる。天子が犠牲を用いるとたしかに分かるのは、『周礼』校人に、王が通過する「山川（に告げるに際して）は、（その犠牲の）黄駒を飾る」と言つており、これが（天子が）犠牲を用いるということだ。諸侯が犠牲を用いないとたしかに分かるのは、下文で「幣帛皮圭を用いて告げる」と言うのを要約すれば（ここに犠牲が現れないから）、犠牲を用いないことが分かるのだ。あるいは天子諸侯は出入に際して、告と祭とがあつて、それで告には制幣の一丈八尺の布を用い（祭には犠牲を用い）るのだ。卿大夫の場合は、（大門を）入るに際して祭のみを行う。だから（『儀礼』）聘礼で使者の務めを終えて家に帰れば、犠牲を用いて祭るのだ。

【經】（六葉裏二行）
諸侯相見、必告于禰。

〔書き下し文〕

諸侯相ひ見るに、必ず禰に告ぐ。

〔現代語訳〕

諸侯が（他国に赴いて）互いに面会するに際しては、必ず禰廟に告げる。

【注】（六葉裏二行）

道近、或可以不親告祖。

〔書き下し文〕

道近ければ、或は以て親ら祖に告げざるべし①。

①鄭玄は下注 899 で「同出入禮」としており、出るに際しても祖禰ともに告げるのを原則として、この経では「道近」である場合の特例を記したと解釈する。

〔現代語訳〕

（他国への）道が近い場合は、あるいは親ら祖に告げなくてもよい（から禰にのみ告げる）のだ。

【疏（注に対する）】（八葉表三行）

○正義曰、以直云告于禰、是據其道近、故云或可以不親告祖。知諸侯不直告禰者、下文云、反必親告于祖禰。明出時亦告祖禰、爲道近、

唯告禰耳。

「書き下し文」

○正義に曰く、直だ「禰に告ぐ」と云ふは、是れ其の道近きに拠るを以て、故に「或は以て親ら祖に告げざるべし」と云ふ。諸侯直だ禰に告ぐのみならざるを知るは、下文に云ふ、「反れば必ず親ら祖禰に告ぐ」と。明らけし出づる時も亦た祖禰に告ぐる事、道近きが為に、唯だ禰に告ぐるのみ。

「現代語訳」

○正義に曰く、（祖に言及せず）ただ「禰に告ぐ」とだけ言っているのについて、（鄭玄は）その（他国への）道が近いことを根拠にして、それで「あるいは親ら祖に告げなくてもよいのだ」と言うのだ。諸侯がただ禰に告げるだけではないと分かるのは、下文で、「帰れば必ず親ら祖禰に告げる」と言っているからだ。よって出立の時にもまた祖と禰と告げるのは明らかであって、（ここではその）道が近いがために、ただ禰のみに告げるのだ。

【経】（六葉裏二行）

朝服而出、視朝。

「書き下し文」

朝服して出で、朝を視る。

「現代語訳」

朝服のいでたちで、国朝を視（て国事を聴き）、

【注】（六葉裏三行）

朝服、爲事故也。

「書き下し文」

朝服するは、事を為すが故なり。

「現代語訳」

朝服を着るのは、（会盟や弔問等の）事をおこなうからである。

【疏（注に対する）】（八葉表五行）

○正義曰、朝服爲事故者、或會或弔之事、諸侯朝服玄冠緇衣素裳。以上文諸侯朝天子、冕而出、視朝、爲將廟受、尊敬天子、習其禮、故著冕服。諸侯相①朝、亦雖在廟受、降下天子、不敢冕服、唯著臨朝聽事之服、故云、朝服爲事故也。熊氏又云、此朝服謂皮弁服、以天子用以視朝、故謂之朝服。論語云、吉月、必朝服而朝。注云、朝服、皮弁服、是也。必知朝服皮弁服者、聘禮諸侯相聘皮弁服。明相朝亦皮弁服、此義爲勝也。

①底本は「相」を「視」に誤る。八行本により改める。

「書き下し文」

○正義に曰く、「朝服するは、事を為すが故なり」とは、或は会し或は弔ふの事、諸侯朝服玄冠緇衣素裳。以（おもへ）らく上文諸侯の天子に朝するに、冕して出で、朝を視るは、將に廟受せんとするが為なり。天子を尊敬し、其の礼を習ふ、故に冕服を著く。諸侯相ひ朝するも、亦た廟に在りて受くと雖も、天子に降下し、敢て冕服せず、唯だ朝に臨み事を聴くの服を著く、故に云ふ、「朝服する

は、事を為すが故なり」と。熊氏又た云ふ、「此の朝服は皮弁服を謂ふ、天子用ひて以て朝を視るを以て、故に之を朝服と謂ふ①。『論語』に云ふ②、「吉月、必ず朝服して朝す」と。注に云ふ、「朝服は、皮弁服なり」と、是れなり。必ず朝服の皮弁服なるを知らるは、聘礼、諸侯相聘するに皮弁服す③。明けし相ひ朝するも亦た皮弁服すること」と、此の義勝れりと為す。

①天子が皮弁服で朝を視ることについては、『周礼』春官・司服 21-9a「眡朝、則皮弁服。」注 9a6「視朝、視内外朝之事。皮弁之服、十五升白布衣。積素以爲裳。王受諸侯朝覲於廟、則衮冕」および、『礼記』玉藻 29-5a「(天子)皮弁以日視朝、遂以食」参照。

②『論語』郷党 10-6a「吉月、必朝服而朝。」注 6a2「孔曰、吉月、月朔也。朝服、皮弁服。」ただし熊氏の引く注は鄭玄注。『通德遺書所見録』および敦煌本 p2510(金谷治『唐抄本鄭氏注論語集成』平凡社、一九七八年、二八六頁)参照。なお「朝服而朝」の語は『礼記』玉藻 29-22bにも「孔子曰、朝服而朝。卒朔、然後服之」と見えている。その疏 22a7で「朝服、緇衣素裳。而朝、謂每日朝君。卒朔然後服之者、卒朔、謂卒告朔之時。服皮弁告朔、禮終、脱去皮弁、而後服朝服也」と言うのは、同篇 29-6b「(諸侯)皮弁以聽朔於大廟、朝服以日視朝於内朝」によって、聽朔時に着ける皮弁服と一般の朝服とを区別したものである。ここでの熊氏は、玉藻篇におけるこの区別を無視した形で議論をしている。

③『儀礼』聘礼 20-6a「賓皮弁聘、至于朝(注 6a4:服皮弁者、

朝聘主相尊敬也。諸侯視朔皮弁服。)」同 20-8b「公皮弁迎賓于大門内。」同 22-2a「賓皮弁、迎大夫于外門外、再拜。」同 23-1a「君使卿皮弁還玉于館(注 1a3:皮弁者、始以此服受之、不敢不終也)。賓皮弁、襲、迎于外門外、不拜。」

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「朝服するは、事を為すが故なり」とは、会盟や弔問などの事を行うのに、諸侯は朝服すなわち玄冠(黒い冠)緇衣(黒い上着)素裳(白の裳裾)を身に付けるといことだ。思うに、上文で諸侯が天子に朝する際に、冕服のいでたちで、国朝を視るのは、これから(天子の)廟で(礼を)受けるからである。天子を尊敬し、その礼を習ふから、冕服を着けるのだ。諸侯が互いに朝するに際しても、また廟において(礼を)受けるのではあるが、天子よりは降して、敢て冕服を着用せず、唯だ(通常の国)朝に臨み国事を聴く際の服を着用するのだ。だから、「朝服するは、事を為すが故なり」と言うのだ。熊安生はまた、「この朝服は皮弁服のことを言う。天子がこれを着用して朝を視るから、これを朝服(朝を視る時の服)と言うのだ。『論語』で、「吉月に、必ず朝服を着用して朝する」と言い、その注に、「朝服は、皮弁服のことである」と言っているのが、これだ。この朝服が皮弁服であるとたしかにわかるのは、聘礼では、諸侯が(卿大夫を使わせて)相ひ聘するに際して(諸侯も使者も)皮弁服を着用する。よって諸侯が(自ら出向いて)相ひ朝する場合にも皮弁服を着用するのは明らかだ」と言っている。この解釈はすぐれていよう。

【経】（六葉裏三行）

命祝史、告于五廟所過山川。

〔書き下し文〕

祝史に命じて、五廟・過ぐる所の山川に告げしむ。

〔現代語訳〕

祝史に命じて、五廟と通過する山川に告させる。

【注】（六葉裏四行）

山川所不過、則不告、貶於適天子也。

〔書き下し文〕

山川の過ぎざる所は、則ち告げざるは、天子に適くより貶するなり。

〔現代語訳〕

通過しない山川について、告げないのは、天子のところに行くよりも等級を下したのである。

【経】（六葉裏四行）

亦命國家五官。道而出。反必親告于祖禰、乃命祝史、告至于前所告者、而后聽朝而入。

〔書き下し文〕

亦た國家の五官に命ず。道して出ず。反れば必ず親ら祖禰に告げ、乃ち祝史に命じて、至るを前に告ぐる所の者に告げ、而る後に朝を聴きて入る」と。

〔現代語訳〕

また國家の五官に（留守中の国事について）命じる。（道中安全を祈願する）道の祭を行って出立する。帰還すれば必ず親ら祖禰の廟に告げ、そこで祝史に命じて、出発に際して至ることを告げた山川にも告げさせ、その後国朝（で留守中の国事）を聴いてから（寢に）入るのだ」と。

【注】（六葉裏六行）

反必親告祖禰、同出入禮。

〔書き下し文〕

反れば必ず親ら祖禰に告ぐるは、出入の礼を同じくするなり。

〔現代語訳〕

帰還すれば必ず親ら祖禰の廟に告げるのは、出入時の礼を同じくするということだ。

【疏（注に対する）】（八葉表八行）

○正義曰、庾蔚云、鄭當謂出入所告、理不容殊、而諸侯相①見、出不云告祖者、或道近變其常禮耳、故反必親告祖禰、以明出入之告、其禮不殊也。

①底本は「相」を「祖」に誤る。八行本により改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、庾蔚云ふ、「鄭、当に出入告ぐる所、理として容（まさ）に殊なるべからず、而るに諸侯相ひ見るに、出ざるに祖に告ぐ

るを云はざるは、或は道近くして其の常礼を変ずるのみ、故に反れば必ず親ら祖禰に告ぐといひて、以て出入の告、其の殊ならざるを明らかにすと謂ふべし」と。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、庾蔚は、「鄭玄が言わんとしているは次のようなことであろう。(すなわち) 出入時に告げる相手は、道理として異なるはずである。にもかかわらず諸侯が相見見えるのに、出立に際して祖廟に告げることを言っていないのは、あるいはその道が近いがためにその常礼を変じたものに過ぎない。だから「帰還に際して必ず親ら祖禰の廟に告げる」と言うことによって、出入時に告げる相手が異なることを明らかにしたのだ」と言っている。

(付記) 本研究はJSPS科研費17K02206による成果の一部である。